

## 学校給食物資納入業者指定要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、学校給食物資納入業者（以下「業者」という。）の指定に関し、必要な事項を定めるものである。

(申請手続)

第 2 条 業者の指定申請手続きは、次のとおりとする。

### 1 申請手続き

- (1) 申請の期間 毎年 1 月 4 日から 1 月 22 日まで
- (2) 申請書 本会所定の様式による

### 2 申請時の提出書類

- (1) 指定申請書
  - (2) 登記簿謄本（法人のみ）
  - (3) 事業証明書（個人のみ）
  - (4) 食品衛生法による営業許可書（写）（所轄保健所発行）
  - (5) 食品衛生監視票
  - (6) 納税証明書（税務署、県、市町村）
  - (7) 事業所の施設設備（平面図）及び事業所への略図
- (指定基準)

第 3 条 業者の指定基準は、次のとおりとする。

### 1 衛生状況

- (1) 保健所の監視評点が 81 点以上であること
- (2) 従業員の健康管理が十分に行われていること
- (3) 製造加工業者については、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備、その他衛生上必要な設備が完備していること

### 2 供給能力

- (1) 仕入れ製造および加工能力が相当広大で所要量を供給し得ること
- (2) 指示する期日、時刻及び場所に納入ができること

### 3 信用状況

- (1) 事業経歴が正しく、経営状態が良好であること
- (2) 食品に関する法律ならびに諸規程が遵守されていること
- (3) 納税義務が履行されていること
- (4) 学校給食を理解し、協力的であること

### 4 その他

- (1) その他必要事項

(指定の通知)

第4条 指定申請のあった業者については、業者選定審査委員会の審査を受け、理事会の承認を得た後、次の手続きを経て指定の決定とする。

- 1 理事会の承認を得た業者に対して指定通知書を発行する。
- 2 指定通知書を受けた業者は、別に定める誓約書及び印鑑届を会長に提出しなければならない。
- 3 前項の手続きを完了した業者は、業者指定台帳に登載する。

(指定期間)

第5条 指定有効期間は4月1日から翌々年3月31日までの2年間とする。上記期間途中の有効期間は、その期間の終了までを指定有効期間とする。

(指定の取消)

第6条 指定有効期間中といえども誓約書に違反し、または理事会において不相当と認めるときは、指定を取消し、あるいは一時停止することがある。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項については、その都度理事会で決定する。

附則

- 1 この要綱は昭和45年2月9日から施行する。
- 2 第2条に規定する申請の期間については、昭和45年に限り別にさだめる。

附則

- 1 この要綱は、昭和60年1月1日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。